

南関東防衛局達第37号

南関東防衛局さわやか行政サービス推進地方委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局さわやか行政サービス推進地方委員会設置要綱

改正 平成21年 4月 1日南関東防衛局達第4号

平成22年 4月 1日南関東防衛局達第1号

(設置)

第1条 さわやか行政サービス運動について(昭和63年1月26日閣議決定)に基づき、南関東防衛局における窓口行政を中心とする行政サービス業務等の自主点検を行うとともに必要な改善計画を策定し、その実施を推進するため、「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」等の設置について(防官総第927号。63.2.20)の規定により、南関東防衛局に南関東防衛局さわやか行政サービス推進地方委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、会計課長、報道官、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び労務対策官をもって充てる。

(運営)

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、南関東防衛局に勤務する職員で、委員長が指名するものを委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、委員長の命じた事項を調整審議するため幹事会を置く。

2 幹事会は、常任幹事及び幹事をもって構成する。

3 常任幹事は、総務課課長補佐(総括)をもって充て、幹事は、総務課課長補佐(総務、企画、文書、審査担当)、総務課課長補佐(人事、厚生、共済担当)、会計課課長補佐(総務、会計、管理担当)、契約課課長補佐、地方調整課課長補佐(総務担当)、地方調整課課長補佐(企画担当)、調達計画課課長補佐(総務、企画担当)及び業務課課長補佐(総務、企画、予算統計担当)をもって充てる。

4 常任幹事は、幹事会の事務を掌理し、幹事会で調査審議した事項について委員会に報告するものとする。

(防衛省さわか行政サービス推進委員会との連携)

第6条 委員長は、防衛省さわか行政サービス推進委員会の状況を常に把握し、これを委員会に反映させるとともに、委員会の活動に関する情報を防衛省さわか行政サービス推進委員会に伝達する等、両委員会の連携のために必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年南関東防衛局達第4号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年南関東防衛局達第1号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。